

建築図面と建築物の著作権保護

富 岡 康 充*
 筧 圭**

抄 録 建築の過程で生じる建築図面および建築物について、その盗用が問題となった場合、どの程度の著作権主張が可能であるか、裁判例を分析しつつ、建築図面と建築物の著作物性、それらの著作権法上の保護範囲について検討を試みる。

目 次

1. はじめに
2. 建築図面と建築物の著作物性
 2. 1 著作物性
 2. 2 図面の著作物性
 2. 3 建築物の著作物性
3. 著作権法上の保護の範囲
 3. 1 図面の同一性
 3. 2 建築の著作物の同一性
4. まとめ

1. はじめに

建築の過程では、様々な著作物が発生しうる。設計者が構想の段階で作成するスケッチ（エスキース）、設計段階での設計図書、施工業者により作成される施工図、完成した建築物、竣工写真など建築物の内外を撮影した写真、各過程で作成されるその他の文書類などが成果物として生じ、それらは一定の要件を充たすと著作権法上の保護を受ける著作物となる¹⁾。

本稿では、これら建築の過程で生じる成果物のうち、設計図書等の図面および建築物について、それらが著作権法の保護を受けるために求められる著作物性と、著作権法上の保護範囲について検討する。建築の過程で著作権が問題となるケースにはいくつかの類型があると考えら

れるが、例えば、コンペに自社案を設計図書とともに提出したが、当該コンペで採用された他社案には自社のオリジナル案を盗用したと思われる箇所がある、とか、いったんは設計業務を受注し設計図書も提出して取引関係には入ったものの、施主との間で何らかのトラブルが生じて取引関係が終了したにもかかわらず、当該施主が完成させた建築物は自社の設計したものと類似のものと思われる、など、自己の制作に係る設計案が何らかの事情で他人に盗用されたと考えられる場合がある。このような盗用と思われる行為に対して何か法的に根拠のある権利主張ができないかを検討する際、著作権侵害の主張の可否は必ず検討の対象になるものと思われる。検討される著作権侵害の主張とは、具体的には、相手方が自己の作成した設計図書等の図面を複製した、あるいは、自己が完成させたであろう建築物を複製した²⁾、という図面の著作物または建築の著作物についての複製権侵害の主張となるのが通常である。本稿では、このようなケースを念頭に置き、図面または建築の著作物について複製権侵害の主張がどの程度有効

* 有限会社オフィス富岡 代表取締役社長
Yasumitsu TOMIOKA

** 有限会社オフィス富岡 取締役法務担当
Kei KAKEHI

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

に行い得るのかを考察してみたい。

もちろん、このような盗用が問題となるケースにおいて主張が検討されるのは著作権に係わる主張だけではなく、一般不法行為責任の追及や、契約関係がある場合であれば債務不履行責任の追及も検討されるであろう。また、同じ知的財産権に関する主張であれば営業秘密の不正使用に係る主張も検討されることになろう³⁾。上述のように、本稿ではその中でも必ず検討対象となると思われる図面または建築の著作物についての複製権侵害の主張の有効性を検討するのだが、著作権侵害の主張は契約関係の有無を問わずに主張し得るものであるし、特に図面の複製権侵害の問題は、建築関係の業務にかかわらず広く他の業種においても関心がある問題と思われるので、その主張の有効性と限界について判例状況を分析し考察することは、実務上有益であると考ええる。

さて、一般に複製権侵害を主張する側は、①自己の表現物に著作物性が認められること、②相手方が自己の表現物に依拠して表現物を作成したこと、③自己の表現物と相手方の表現物に同一性が認められること、を主張しなければならない⁴⁾。侵害を主張された相手方の立場からいうと、上記①ないし③のいずれかを否定できれば複製権侵害の責を免れることになる（図1

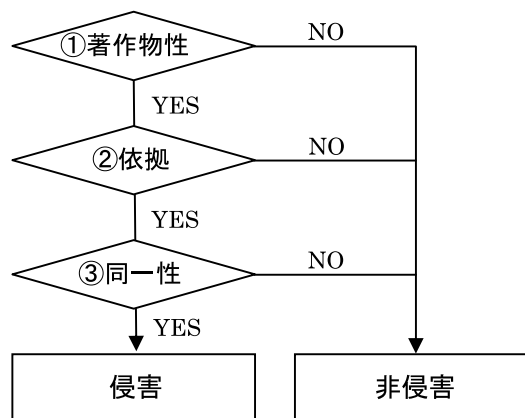


図1 著作権侵害判断フロー

参照)。

②の依拠したか否かの問題は主として事実認定の問題であるのに対し、①の著作物性と③の同一性の問題は法的な判断・評価を伴う問題である。そこで本稿においては、過去の裁判例のうち、最高裁ホームページ「知的財産裁判例集」に掲載されている建築物に関する図面または建築の著作物が問題となった事件9件（表1参照のこと。以下、裁判例は①事件、②事件等として引用する。）を抽出し、それらの分析をしながら、設計図書等の図面および建築物の著作物性に関する検討をまず行い、そのうえで、それら著作物についての複製が問題となった場合の同一性の判断のされ方に関する検討を行うことにする。その際、①事件から⑨事件における判示内容については、可能な限り判決文そのままの引用を試みたい。図面にしろ、建築物にしろ、その著作物性や同一性の判断をしようとする場合、それらを実際に目で見て視覚的に認識することなしには適切な判断がなし得ないのは言うまでもないが、残念ながら、上記判例集に図面等がそのまま掲載されている事件はすべてではなく（④事件、⑥事件、⑧事件および⑨事件については図面等が掲載されている）、また、掲載されている図面についても本稿に転載することは限られた誌面の都合上困難である。そこで、読者におかれては上記判例集に図面等が掲載されている事件については是非ともそれらを直接参照されたいし、本稿に図面等をそのまま転載できない不都合は可能な限り裁判例の判示内容をそのまま引用することで補いたいと思う。

2. 建築図面と建築物の著作物性

2.1 著作物性

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいい（著作権法2条1

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

項1号)、著作権法で保護される著作物となるためには、表現に創作性がなければならない。しかし、この表現の創作性については、一般には、子供の描いた絵画などにも著作物性を肯定しうる創作性が認められうるとされており、決して高度な芸術性が求められているものではない⁵⁾。ただ、本稿でテーマとする図面および建築の著作物は、前者については製図に関する一定のルールに則って製作されるものであり表現に創作性が発揮される余地があるのかという問題、後者については、創作性の程度を判断する際に、建築物としての実用性や機能性と美術的な創作性との関係をどのように考えるのかという問題があり、著作物性の検討に際して特別の考慮を要する。

以下、①事件ないし⑨事件の裁判例を通して図面および建築物それぞれの著作物性が認められるための創作性の程度を探ってみたい。

2.2 図面の著作物性

設計図面の著作物性に関しては、多くの裁判例で、建築士がその知識と技術を駆使して作成したものでそこに創作性が認められる限り著作権法で保護される著作物にあたる、といった簡単な基準を立て、当てはめにおいても比較的容易に著作物性が肯定される傾向にある。

例えば④事件においては、図面の著作物性が肯定されるために必要な創作性は、美術性・芸術性が求められる建築の著作物の著作物性の場合とは異なることを指摘しつつ、次のように述べている。

「建築設計図を著作物として保護するのは、建築の著作物（法10条1項5号）のように、建築物によって表現された美的形象を模倣建築による盗用から保護する趣旨ではないから、美術性又は芸術性を備えることは必要ない。」とし

表1 建築物に関する図面または建築の著作物が問題となった裁判例9件

判決（決定）	対象著作物	著作物性	侵害
①S52.1.28東京地裁判決 昭和48(ワ)4501号	設計図（地上6階建て）	肯定	肯定
②S54.6.20東京地裁判決 昭和50(ワ)1314号	設計図書（ビル新築工事）	肯定（但し、「案内図」を除く）	依拠が認められた図面については同一性を肯定
③H3.4.9福島地裁決定 平成2(ヨ)105号	設計図（一般住宅）	肯定	類似性なし
	建築物（一般住宅）	否定	—
④H12.3.8名古屋地裁判決 平成4(ワ)2130号	設計図（ショッピングセンター）	肯定（但し、「公図写し」、「現況図」を除く）	ほとんど同一性を否定（全128枚中3枚のみ肯定）
⑤H12.8.24大阪地裁判決 平成11(ワ)3635号 H13.6.21大阪高裁判決 平成12(ネ)3128号	建築設計図書（大型スーパー・中高層マンションの併存建物）	肯定	同一性否定
	建築物（大型スーパー・中高層マンションの併存建物）	否定「疑問である」	（類似性否定）
⑥H13.8.9東京高裁判決 平成13(ネ)797号	実施設計図（中学校校舎改築）	肯定	※同一性保持権の侵害を否定
⑦H14.12.19東京地裁判決 平成14(ワ)2978号	設計図書（個人住宅）	否定	—
⑧H15.6.11東京地裁決定 平成15(ヨ)22031号	建築物（建物、庭園、彫刻）	肯定（建物・庭園・彫刻は一体として一個の建築の著作物）	※同一性保持権の侵害を否定
⑨H15.10.30大阪地裁判決 平成14(ワ)1989号、平成14(ワ)6312号 H16.9.29大阪高裁判決 平成15(ネ)3575号	建築物（高級注文住宅）	否定	—
	（形態）	—	（模倣なし）
	写真（建築物を写した）	肯定	肯定

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

て建築の著作物の著作物性との違いをまず述べ、「法は保護の要件として、創作性があることを要求しているだけであって、創作性が高いものであることは要求していないから、設計する建物はありふれたものでもよく、特に新奇なものである必要もない。そして、図面に設計者の思想が創作的に表現されていれば、著作物性としては十分であり、建物の建築図面として、その図面により建築するについて十分であるかどうかという図面の完全性が要求されるものでもない。」としている。

そして、当てはめにおいて著作物性を肯定する際にも、図面に設計者の思想が具体的にどのように創作的に表現されているのかといった検討はせず、「原告代表者がその一級建築士としての知識と技術を駆使して、そのスタッフとともに、あるいは設備業者に依頼して、創作したものと認められ、そこには原告の思想が表現されているといえるから、原告の著作物であると認められる。」という認定がなされている。

①事件、②事件、③事件、⑤事件および⑥事件においても、④事件と同様にあっさりとした認定により図面の著作物性が肯定されている。

一方、著作物性が否定された例を見てみると、例えば、客観的に定まった土地の所在位置をごくありふれた手法により描いた略図であったり(②事件における「案内図」)、建物の敷地付近の公図の写しに単に土地周りの長さや面積を記載したに過ぎないものであったり(④事件における「公図の写し」)、設計を依頼された建物自体ではなく、その敷地について、道路との境界線や、長さ、杭の位置などを、現況どおりに図面化したに過ぎない現況図であったりと(④事件における「現況敷地平面図」)、何れもすでに存在する状況を客観的に記載したに過ぎない図面であったようである。

以上の裁判例を見る限りでは、図面の著作物

性に関しては高度な創作性は求められていない。建築士が、未だ現実には存在しない(設計者の頭の中にだけ存在する)建築物を設計するような場合には、通常は、その図面には著作物性が肯定されるものと考えてよい⁶⁾。

2.3 建築物の著作物性

一方、建築物が「建築の著作物」(著作権法10条1項5号)に該当するかについては、③事件、⑤事件、⑧事件および⑨事件において問題となっているが、建築の著作物として著作物性が肯定されたのは⑧事件の「ノグチ・ルームを含む建物全体、庭園及び彫刻が一体となった建築の著作物」のみであり(しかも当事者間では著作物性が争われていない)、その他の建築物(③事件:一般住宅、⑤事件:大型スーパー・中高層マンションの並存建物、⑨事件:高級注文住宅)についてはいずれも著作物性が否定されている。

著作物性が否定された何れの事件においても、建築の著作物に求められる創作性について、建物としての実用性・機能性とは別の、美術・芸術的観点での創作性(「建築芸術」あるいは「造形芸術」という高いレベルの創作性)が求められている。

まず、一般住宅の「建築の著作物」性が問題となった③事件においては、「『建築の著作物』とは(現に存在する建築物又は)設計図に表現されている観念的な建物自体をいうのであり、そしてそれは単に建築物であるばかりでなく、いわゆる建築芸術と見られるものでなければならない。」とし、「『建築芸術』と言えるか否かを判断するにあたっては、使い勝手のよさ等の実用性、機能性などではなく、もっぱら、その文化的精神性の表現としての建物の外観を中心に検討すべき」としている。

当てはめにおいても、「(証拠)によれば、右

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

観念的な建物は一般人をして、設計者の文化的精神性を感得せしめるような芸術性を備えたものとは認められず、いまだ一般住宅の域を出ず、建築芸術に高められているものとは評価できない。」として著作物性を否定している。

また、大型スーパーマーケット及び中高層マンションの併存建物の「建築の著作物」性が問題となった⑤事件においては、「著作権法にいう『建築の著作物』（同法10条1項5号）とは、すべての建築物を対象とするものではなく、美術の著作物と評価され得るような美的創作性を有する建築物を意味するものと解される。原告企画書（甲二の1）及び原告改良企画書（甲五の1）中の建築設計図書により表現された建築物は、本来、大型スーパーマーケット及び中高層マンションの併存建物という実用的な建物であり、右のような意味で、著作権法上保護の対象とされるべき建築の著作物と認め得るか疑問である。」とする。本事件においても、実用性や機能性の観点ではなく、美的創作性という観点から著作物性が判断されている。

また、高級注文住宅（本件の対象建物は前記判例集に外観写真および図面が掲載されているので参照されたい。）の「建築の著作物」性が問題となった⑨事件においても、あくまで美的な観点での創作性が求められている。

⑨事件の控訴審判決は、著作権法10条1項5号の「建築の著作物」として保護される建築物は、同法2条1項1号の定める著作物の定義に照らして、知的・文化的精神活動の所産であって、美的な表現における創作性、すなわち造形芸術としての美術性を有するものであることを要し、「通常のありふれた建築物は、著作権法で保護される『建築の著作物』には当たらない」とする。

さらに、一般住宅の「建築の著作物」性の判

断については、「その全体構成や屋根、柱、壁、窓、玄関等及びこれらの配置関係等において、実用性や機能性（住み心地、使い勝手や経済性等）のみならず、美的要素（外観や見栄えの良さ）も加味された上で、設計、建築されるのが通常であるが、一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性が認められる場合に、『建築の著作物』性を肯定して著作権法による保護を与えることは、同法2条1項1号の規定に照らして、広きに失し、社会一般における住宅建築の実情にもそぐわない」とし、「一般住宅が同法10条1項5号の『建築の著作物』であるということができるのは、客観的、外形的に見て、それが一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性を上回り、居住用建物としての実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となり、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような造形芸術としての美術性を備えた場合と解するのが相当である」と判示する。

ここでいう「広きに失し、社会一般における住宅建築の実情にもそぐわない」とは、「同法が建築物を『建築の著作物』として保護する趣旨は、建築物の美的形象を模倣建築による盗用から保護するところにある、一般住宅のうち通常ありふれたものまでも著作物として保護すると、一般住宅が実用性や機能性を有するものであるが故に、後続する住宅建築、特に近時のように、規格化され、工場内で製造された素材等を現場で組み立てて、量産される建売分譲住宅等の建築が複製権侵害となるおそれがある」ことを危惧しているようである⁷⁾。

当てはめにおいても、本件建物は平成10年度のグッドデザイン賞を受賞した高級注文住宅であったが、「客観的、外形的に見て、それが一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性を上回っておらず、居住用建物としての実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の対象となり、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような造形芸術としての美術性を具備しているとはいえないから、著作権法上の『建築の著作物』に該当するということとはできない。」と認定した⁸⁾。

このように、「建築の著作物」性については、「建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような芸術性ないし美術性」という「建築芸術」あるいは「造形芸術」のレベルの創作性が一貫して要求されており、建築の著作物性が争点となった何れの事件においても著作物性は否定されている。

3. 著作権法上の保護の範囲

図面にしろ、建築物にしろ、その著作物性が肯定されると、一応、著作権法による保護がおよぶことになる。加えて、さらに相手方が自己の著作物に依拠しており、自己の著作物と相手方の表現物に同一性が認められると、複製権侵害が肯定されることになる。1. で述べた盗用のケースに則していうと、複製権侵害が認められると、コンペで受注した他社や取引が拗れた施主に対して複製行為の差止請求（著作権法112条）や損害賠償請求（民法709条）が認められることになる。建築の著作物の複製には、その図面に従って建築する行為も含まれるので、建築の著作物性が肯定された場合には、建築の差止めという効果までが得られるということになる⁹⁾。

依拠については、個々のケースごとに事実認定がなされるが、侵害を主張された側が依拠を否認している場合でも、同一性が肯定された結果、依拠していたことが推認されるというケースは非常に多い¹⁰⁾。重要なのは同一性の判断ということになる。

では、具体的に表現の同一性がどのように判断されているか、裁判例を見てみよう。

3. 1 図面の同一性

一般に、表現物の同一性の範囲は、その表現の創作性の程度に応じて広狭があるとされている。

近時の知財高裁の判決でも「創作性が認められるといっても、創作性の程度には、高いものもあれば、辛うじて著作権法上の保護を認め得る程度に低いものもある。そして、創作性は肯定し得るもののその程度が低いものは、創作性が高いものに比べて、著作権法上の保護の範囲も自ずと限界があるものというべき」との判断が示されている（空港案内図の著作権侵害が争われた知財高裁平成18年5月31日判決、平成17（ネ）10091号）。

同様に⑥事件も、「一般的にいて、発想に卓越した創作性が存在する場合には、保護の範囲は広いものとなるであろうし、単に著作者の個性が表われているだけで、誰が行っても同じになるであろうといえるほどにありふれたものとはいえないといった程度の創作性しか認められない場合には、保護の範囲は狭いものとなり、ときにはいわゆるデッドコピーを許さないという程度にとどまることもあり得る。」との判断をしている。

このような判断からは、図面という表現物の性質上、その表現に高度な創作性が認められる場合はまれであるため、おのずとその著作権法上の保護範囲は狭くならざるを得ない。すなわち同一性は肯定されにくい。

以下、具体的に各裁判例による図面の同一性の判断を見てみよう¹¹⁾。

まず④事件では、同一性の判断について、「同一性の判断にあたっては、複製であると主張されている被告図面と原告図面を比較することになるが、その際、両図面が全く同じであることは必要でなく、原告図面の内容及び形式を覚知させるに足る同一性があれば」同一性の要

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

件は満たされるとの基準を立て、さらに、原著作物たる図面の内容および形式を覚知させるに足る同一性とは、両図面を比較して異なる部分があった場合、その異なる部分が「量的あるいは質的に微細であって、図面全体の同一性が損なわれる程度のものでなければ」同一性は肯定され、「異なる部分の存在により、量的あるいは質的に別の著作と観念される程度に至ったもの」については同一性は否定されるとする。

具体的な当てはめを見てみると（本事件の図面は前記判例集に掲載されているので参照されたい）、設備関係の図面を除き原告被告9対の図面の同一性が判断されており、そのうち7対が同一性を否定されている。実際に図面を見比べてみると、同一性が肯定されたものはデッドコピーとまでは言えないがそれに近いもののみであり、それ以外の図面については、一見すると同一のもののような印象を受けるものであっても、細部に加えられた変更箇所を凝らしたうえで見比べてみると、全体の印象としては確かに別の著作になったとの印象は感じられるものとなっており、同一性が否定されている。

⑤事件では、「設計図の著作物について著作権侵害の成否を判断するに当たっては、まず、創作的な表現と評価できる作図上の表記の仕方が複製判断の対象とされる設計図と原著作物の間で共通しているか否かを基準としなければならず、原著作物である設計図に具現された企画の内容や、そこから読み取り得るアイデアが共通するからといって著作物としての同一性を肯定することはできない。」とし、同一性判断の際に比較されるのは企画の内容やアイデアではなく、あくまでも創作的な表現の同一性であるとしたうえで、「しかも、建築設計図は、主として点又は線を使い、これに当業者間で共通に使用される記号、数値等を付加して二次元的に表現する方法により作成された図面であり、極

めて技術的・機能的な性格を有する上、同種の建物に同種の工法技術を採用しようとする場合には、おのずから類似の表現を取らざるを得ないという特殊性を有することから、複製判断の対象とされる設計図と原著作物との間で、このような表現方法が共通していたとしても、創作的な表現が再製されたものとして同一性を肯定することはできないというべきである。」とし、建築設計図の技術的・機能的な性格に鑑み、企画の内容・アイデアが同一であるために類似の表現とならざるを得なかった部分があるとしても、そのことをもって同一性が肯定されることはないとしている。

⑤事件は前記判例集には図面が掲載されていないのであるが、具体的な対比の仕方を見ると、まず図面間の共通点と相違点を挙げ、そのうえで両者の全体的な印象を比べている。原告図面と被告図面の共通点としては、建物の基本的形状の類似、具体的には、①ともに地上一五階、地下一階であること、②敷地南側と西側にL型三連構造の住戸棟を設け、その北側に住戸棟に囲まれる型で六階建の駐車場棟を設けていること、③一階をスーパーマーケット店舗部分とし、一階屋上にスーパー来客用駐車場を設けていること、④地下一階中央部に駐輪場を設け、その周囲に電気室・機械室・受水槽を設けていること等を挙げ、相違点としては、低層階部分に設けられた独立の付帯施設の表現の有無、すなわち、原告図面では住居棟と渡り廊下で連結された八角形の付帯施設（二階・キッズホール、四階・集会室）の表現など、独立の付帯施設の表現があるが、被告図面では、二階北東部の「プレイロット」「キッズルーム」「プレイゾーン」、三階北東部の「集会室」も、いずれも住居棟又は駐車場棟の一部を利用した設備として表記されており、独立の付帯施設として表現されていない、という点を挙げている。

そして、上記共通点については、「いずれも、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

設計図に内包されたアイデアが、本件土地上に大型スーパーマーケットと中高層住宅の併設建物を建設するという同一の企画に基づくことに由来し、かかる業務施設及び中高層住宅の併設建物を設計する場合に採用せざるを得ない表現方法が共通」しているに過ぎないとし、一方、上記相違点については、「この部分が、設計図書全般の表現と対比して人目を惹く形状を呈し、全体の印象を大きく左右することに鑑みて、これを無視することはでき」ないとする。

同一企画・アイデアのもと、建築設計図として類似のものとならざるを得なかった表現の箇所は捨象され、創作性の認められる表現の箇所の変更により全体の印象が大きく変わったとして「両者を全体的に考察した場合、被告著作物の同一性を変ずる程度に至っているというべき」とし、結局同一性が否定されている。

また、⑥事件は複製権侵害ではなく著作者人格権としての同一性保持権の侵害の有無に関する判断であるが、図面の基本的な構成（校舎棟、給食室棟、体育館、廊下、らせん階段があること、また、校舎棟がいずれも細長い長方形の外形をしていること、給食室棟、体育館が長方形の外形をしていること、中央廊下が細長いものであること）の同一性にかかわらず、基本的構成に基づく具体的な表現（校舎の長さ、幅、各教室の配置、中央廊下の具体的形状、らせん階段の校舎に対する大きさ、建築物の間の広場の利用状態、プールの位置、駐車場の配置、その他多数の箇所）の違いを認定し、「全体として表現が相違していることは一目瞭然」としている。

このように、図面に関しては、著作物性は容易に肯定されるものの、その表現の同一性の判断においては、創作性のある具体的な表現において相違点があり、それが全体の印象を変える程度であれば同一性は否定される傾向にある。

しかも、図面に具現されたアイデアに共通性があり、そのために建築図面としての表現が類似のものとなってしまったとしても、そのことは同一性を肯定する方向での判断材料にはされていない。侵害を主張される側の立場から考えると、具体的な表現部分に変更を加えて全体の印象を変えることさえできれば、アイデア部分を無断で用いたとしても結果として同一性が否定され、複製権侵害の責を免れることができる。結局、デッドコピーあるいはそれに近いものに対してしか複製権侵害を主張できないという意味では、図面の著作物の著作権法上の保護範囲は決して広いものとはいえない。

3. 2 建築の著作物の同一性

建築の著作物については、前述したように「建築芸術」あるいは「造形芸術」のレベルの創作性が要求されており、当事者間で著作物性が争われなかった⑧事件を除いてすべて著作物性が否定されている。そのため、実際に建築の著作物性が肯定されたうえでその同一性が判断された裁判例は現在のところ見あたらない。

前掲の裁判例の中では唯一、⑤事件一審判決が、建築の著作物性は否定しつつも、「この点を措くとしても」のあとで、建物の類似性を判断している。前述のように、本件被告は当初予定していた低層階部分の付帯施設を取りやめたのであるが、本件においては、原告の建築設計図書中、「二階ないし四階に設けられた付帯施設の表現が、建物全体の表現と対比して、人目を惹く形状、意匠を有し、設計図書全体の印象を大きく左右する」ことが考慮され、この付帯施設の存在しない被告建築の建物は、「全体的に考察した場合、原告の設計図書に表現された建物と類似しているとはいえない」と判断した。

前述のように、建築の著作物性が肯定されるためには「建築芸術」あるいは「造形芸術」といったレベルの創作性が要求されるので、著作

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

物性が肯定される建築物については高度の創作性が認められるはずである。そして、前述の創作性の程度と保護範囲の広狭の関係についての考え方は建築の著作物についても妥当すると思われるので、その同一性の範囲もそれなりに広く解釈されるものと思われる。少なくともその高度の創作性が表現された部分についての模倣がなされた場合には、図面の同一性が判断される場合以上の幅をもって同一性（類似性）が判断されるものと考えられる。著作権者とすると、その高度な創作性が表現された部分こそが模倣されたくない部分であり、その部分の模倣をある程度の広さで禁じ得るとすれば、必要最低限の保護は受けうることになる。建築の著作物の保護範囲は、図面の著作物の場合との比較のうえでは決して狭いものではないといえよう。

4. まとめ

以上、前掲裁判例を分析する限りでは、建築の著作物の同一性については未だ十分な判断材料があるとはいえないものの、概ね、図面の著作物は著作物性は容易に肯定されるがその保護範囲は狭く、建築の著作物は著作物性は肯定されにくい保護範囲はそれなりに広い、ということがいえる。

冒頭の盗用のケースにもどると、自社の提案または設計に係る建築物が建築の著作物と認められる場合には、おそらくその図面についても著作物性が肯定されるであろうし、その場合、図面の著作物についての複製権侵害、および、ある程度の広さをもって「建築の著作物」についての複製権侵害が主張できそうである。ただし建築の著作物性が肯定されるには「建築芸術」あるいは「造形芸術」といったレベルの高度の創作性が必要なため、一般のありふれた建築物の創作性レベルではそのような主張はなし得ない。⑨事件などをみると、通常的一般住宅や商業ビルでは建築の著作物と認められる場合は極

めてまれなのではないかと思われる。また、自社の提案または設計に係る建築物が建築の著作物とは認められない場合には、本稿で検討した多くの裁判例がそうであったように、相手方がデッドコピーをしたような場合でない限り、せいぜい図面の著作物性は肯定されても、結局同一性が否定されて複製権侵害の主張はできない、という結論になる場合が多いと思われる。

一般の著作物、例えば音楽や映画の著作物の場合には、模倣をする側の動機を考えると、通常はデッドコピーにこそ意味がある。しかし、建築図面の著作物や建築の著作物については、模倣をする側は決してデッドコピーをする必要はない。図面や建築物といった存在は、本来的に機能性・実用性に意味があるので、その機能面・実用面のアイデアさえ模倣できれば、具体的な表現まで模倣する必要はないのが通常と思われる。そのようなアイデアの模倣行為に対しては、図面の著作物についてはデッドコピーあるいはそれに近いものに対してしか有効に著作権の主張ができず、建築物については容易に建築の著作物性が肯定されない、というのが現行の制度における著作権保護の限界である。技術的な思想、アイデアを保護する特許の場合にはその新規性、進歩性が特許庁で審査されたうえで初めて排他的独占権が付与されることを考えれば、無審査で同じ排他的独占権が発生する著作権についての保護状況が上記の程度にとどまるのはやむを得ないともいえる¹²⁾。個々のケースにおいて、著作権主張が無理な場合であっても、悪性の高いアイデアの模倣行為に対しては、不法行為責任を柔軟に認めることで妥当な解決を図ることも可能であると思われる。インターネット上のニュース記事見出しの著作物性等が問題となった知財高裁平成17年10月6日判決（平成17(ネ)10049号）は、控訴人主張の見出しの著作物性は否定しつつも、「不法行為（民法

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

709条)が成立するためには、必ずしも著作権など法律に定められた厳密な意味での権利が侵害された場合に限らず、法的保護に値する利益が違法に侵害がされた場合であれば不法行為が成立するものと解すべきである。」とし、見出しをデッドコピーしてリンク見出しを配信するなどの被控訴人による一連の行為に対し、「社会的に許容される限度を越えたものであって、控訴人の法的保護に値する利益を違法に侵害したのものとして不法行為を構成するものというべきである。」と判示している。同様に、建築物について建築の著作物性が否定されたとしても、悪性の高いアイデア模倣行為については不法行為が成立する余地も十分あるといえよう。今後の裁判例の動向に注視していきたい。

注 記

- 1) これらの成果物を著作権法10条1項各号の例示に則して分類すると、それぞれ著作物性が認められた場合、エスキースは美術の著作物(4号)、設計図書や施工図等は図面の著作物(6号)、建築物は建築の著作物(5号)、写真は写真の著作物(8号)、文書類は言語の著作物(1号)に分類される。分類によって著作権法上の効果が異なる場合があり、例えば本稿でテーマとする建築の著作物に該当すると、公表に関する4条1項、複製に関する10条1項5号、同一性保持権としての改変に関する20条2項2号、利用に関する46条2号が適用される。
- 2) 著作権法10条1項5号の「建築の著作物」と認められると、その建築物の図面に従って建築物を完成することも複製になる(同2条1項15号口)。
- 3) ビル内の特定フロア上に設計される事務所の設計図の盗用が問題となった東京地裁平成15年2月26日判決(最高裁ホームページ「知的財産裁判例集」掲載)では、原告提案にかかる事務所内のある具体的な配置が営業秘密にあたるかという点が問題となったが否定されている。本件では、著作権侵害、営業秘密の不正使用以外にも、被告の債務不履行責任、不法行為責任および商法512条に基づく報酬請求権の存否が争点

となったが、何れも否定された。

- 4) この①ないし③のみを主張すればいいというわけではもちろんないが、複製権侵害が問題となる場合、この3つが争われるケースが多い。
- 5) 加戸守行, 著作権法逐条講義(五訂新版), p.121(2006)著作権情報センター
- 6) しかし、これらの裁判例と異なる厳しい認定をしているのが個人住宅の設計図書の著作物性が問題となった⑧事件である。建築設計図面の著作物性について、「建築設計図面は、建物の建築を施工する工務店等が設計者の意図したとおりに施工できるように建物の具体的な構造を通常製の製図法によって表現したものであって、建築に関する基本的な知識を有する施工担当者であればだれでも理解できる共通のルールに従って表現されているのが通常であり、その表現方法そのものに独創性を見いだす余地はない。本件における原告設計図書も、そのような通常の設計図の域を出るものではなく、その表現方法において特段の独創性、創作性は認められない。」とし、「原告設計図書に表現されている建物は、通常の個人住宅であるところ、このような個人住宅は、敷地の面積・形状や、道路・近隣建物等との位置関係、建ぺい率、容積率、高さ、日影等に関する法令上の各種の制約が存在するほか、間取りについても家族構成等に基づく施主の要望を採り入れる必要があることから、建物面積や建物構造等、間取り、各部屋の寸法等について、設計者による独自の工夫の入る余地はほとんどない。本件における原告設計図書も、そのような通常の設計図の域を出るものではなく、表現された建物の間取り、構造等において特段の独創性、創作性は認められない。」とし、これまでの建築図面の著作物性を肯定していた裁判例のあっさりとした認定方法を覆すような厳しい認定を行っている。この事件は前記判例集に図面が掲載されていない事件であるため、この判決の認定の妥当性について評価することは難しい。個人住宅の設計図書であり、施主による要望が具体的であったために設計者による創作性が発揮されにくいケースであったのかもしれない。また、被告によると、原告設計図書は被告が原告に提供した他の設計業者の作成に係る図面に基づくものであるとのことで、このような事情が判決に何らかの影響を与えたの

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

かもしれない。

- 7) しかし、複製権侵害とされるには、著作物性のみならず、さらに依拠と同一性の要件を充たす必要があり、同一性の要件を厳しく解釈することで判決のいう不都合は回避できるともいえる。
- 8) グッドデザイン賞については、本件建物の受賞理由として「機能面が極めて重視されていることが推認される」とし、同賞の受賞をもって本件建物に美術性、芸術性が具備されていると認めることはできないとする。
- 9) 建築中の建物について廃棄請求までなし得るかにつき、加戸・前掲注5) p.645
- 10) 本稿で扱った裁判例では①事件と④事件。
- 11) なお、①事件および②事件では、同一性についての明確な判断基準は立てず、全体的に見たときの印象をもって図面間の同一性が肯定されている。①事件では、全く同一ではないが修正が一部にとどまるという図面間で、「建物の基本的

構造、間取り等に関しては両者は殆ど同一であり、全体的に見る限り、両者は極めて類似している」とし同一性が肯定され、②事件においては、図面間の相違点の存在を認めつつも、相違点は僅少部分の修正増減にとどまり、「全体として優に前者と後者の同一性を肯認することができる」としている。①事件②事件とも、前記判例集には図面が掲載されておらず確認はできないが、判決文面からデッドコピーに近い事例であったことが窺えなくもない。

- 12) 特許権も著作権もともに排他的独占権であるが、特許権は他人の模倣のみでなく更に同一性のある独自開発の発明の実施までをも禁ずる「絶対的」な排他的独占権であるのに対し、著作権は他人の模倣のみを禁ずる権利であり、「相対的」な排他的独占権であるとされる。紋谷暢男，知的財産権法概論，p.42（2006）有斐閣

（原稿受領日 2007年2月20日）

